

# 教 務 関 係 等

## 1. 履 修

専門教育科目の履修には、教養基礎教育科目のような受講手続及び受講計画は不要であるが、授業時間割表に従って各学年指定の授業を受講する。

授業時間は次のとおりである。（1年間固定されていて季節による変更はない。）

1～ 2時限	8：50	～	10：10
3～ 4時限	10：20	～	11：40
5～ 6時限	12：50	～	14：10
7～ 8時限	14：20	～	15：40
9～ 10時限	15：50	～	17：10

## 2. 試 験

試験は、本学部規程及び本学部試験内規により実施する。

各科目とも無断欠席が3分の1以上になった場合、授業の評価の基準を満たさない場合又は所定の実習を終えたと見なされない場合は、原則として受験資格がみとめられない。

なお、親族の葬儀や学校保健安全法施行規則に規定する感染症、その他やむを得ない理由により試験を欠席する場合の取扱いについては、秋田大学医学部医学科における授業の欠席取り扱い申し合わせに準ずる。

## 3. 試験における不正行為

試験において不正行為を行うことは学生の本分に反する重大な違背行為である。試験に際し不正行為を行った者については、教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず、当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わないこととし、所属する学部の学部長から厳重注意を行う。また、不正行為の内容によっては懲戒の対象とする場合がある。（秋田大学教養教育科目及び基礎教育科目の成績評価に関する規程・第8条及び単位認定に係る試験等における不正行為の取扱いに関わるガイドライン）

○用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 試験等とは、授業科目の成績評価のために実施する定期試験、小テスト、論文・レポートその他の行為をいう。

(2) 代返とは、出席者が欠席者の出席を装う行為をいう。

(3) 不正行為とは、カンニング、替え玉受験（代返を含む）、論文・レポート等の盗用その他試験等において成績評価の公正を損なう行為をいう。

○不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。ただし、事前に許可された物品の使用は除く。

試験に係る不正行為	受験科目の内容を記入した物品を使用又は身の回りに所持する。
	机や身体等に不正な書き込みをする。
	教科書・参考書・ノート・プリントを使用又は身の回りに所持する。
	携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書・電卓等の電子機器類を使用又は身の回りに所持する。
	他人の答案を筆写する、又は筆写させる（周囲に見えるように答案や姿勢をずら

	すことを含む)。
	私語・動作等によって不正な連絡をする。
	他人の答案用紙と交換する。
	本人以外の者が受験する。
論文・レポート等課題提出に係る不正行為	他人の著作物を盗用する行為、又は他人が書いた論文・レポート・著作物を自分のものとして提出する行為。
	論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する等、他の学生の盗用等を助ける行為。
	他人の著作物、Web上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載をせず、自身で作成したように記述する行為。
代返等の不正行為	他人に代返を依頼し出席したと偽る行為、また依頼を受けて代返する行為。
	出席カードの代筆を依頼し出席したと偽る行為、また依頼を受けて代筆する行為。
その他、上記に準ずる行為及び成績評価に支障が生じる行為。	

○単位の取扱い

不正行為と認定された場合の単位の取扱いは以下のとおりとする。なお、不正行為の内容によっては懲戒の対象とする場合がある。

試験に係る不正行為	教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わず、履修を取り消す。なお、実習科目など再履修させることに困難を伴うものについては、学部の判断により、成績評価を行わない科目から除くことができる。
レポート等課題提出に係る不正行為	当該科目の成績評価を行わず、履修を取り消す。また、行為の悪質性を勘案し相当と判断される場合は、教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わず、履修を取り消すことができる。なお、実習科目など再履修させることに困難を伴うものについては、学部の判断により、成績評価を行わない科目から除くことができる。
代返等の不正行為	当該日の出席は認めない。また、行為の悪質性を勘案し相当と判断される場合は、当該科目の成績評価を行わず、履修を取り消すことができる。
その他の不正行為	行為の悪質性等を勘案し相当と判断される場合は、上記に準ずる対応を行うことができる。

4. 進 級

進級できる条件は、次のとおりである。

- ① 1年次において、教養基礎教育科目履修基準（「英語 Certificate」を除く。）及び別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める2年次の専門教育科目を履修することができない。
- ② 2年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。ただし、別表第1に定める「英語 Certificate」について1年次で修得しておらずかつ、当該年次でも修得していない場合は、本文の規定にかかわらず、3年次の専門教育科目を履修することができない。
- ③ 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統

一試験に合格しなければ、同表に定める4年次の専門教育科目を履修することができない。

- ④ 4年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅲの科目、医療・社会・行動科学Ⅳの科目及び選択科目を修得し、かつ、統一試験、OSCE及びCBT（以下この号において「統一試験等」という。）に合格しなければ、同表に定める臨床医学Ⅳの科目を履修することができない。また、臨床医学Ⅳの科目を修得しなければ、5年次の専門教育科目を履修することができない。ただし、統一試験等に合格した後に、休学等により留年となった場合は、臨床医学Ⅳの未履修科目を修得すれば、5年次専門教育科目の履修要件を満たすものとする。
- ⑤ 5年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅴの科目を修得しなければ、臨床Ⅵを修得することができない。また、臨床医学Ⅵの科目を修得しなければ、6年次の専門教育科目を履修することができない。
- ⑥ 6年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅶの科目を修得しなければ、卒業試験（OSCEを含む）を受けることができない。

## 5. 卒業

6年次における卒業試験、OSCEに合格し、卒業の認定をされた者に対しては、学位記を授与し、「学士（医学）」の学位を授与する。しかし、これだけでは医療業務に従事することはできない。

「医師国家試験」に合格し、医師免許を取得して初めて医師となる。

## 6. 講義

授業における諸連絡（時間割の変更、休講、出席不足等の警告など）は、Webclassのメッセージ及びタイムラインを使用して行う。

⑥ 6年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅶの科目を修得しなければ、卒業試験（OSCEを含む）を受けることができない。

## 5. 卒 業

6年次における卒業試験，OSCEに合格し，卒業の認定をされた者に対しては，学位記を授与し，「学士（医学）」の学位を授与する。しかし，これだけでは医療業務に従事することはできない。

「医師国家試験」に合格し，医師免許を取得して初めて医師となる。

専門教育科目履修基準

別表第2 (医学科)

区分	分類	授業科目名	履修年次	単位数	備考		
必修科目	基礎医学Ⅰ	細胞の構成と機能Ⅰ	1年次	0.5			
		生体物質の代謝Ⅰ		0.5			
	基礎医学Ⅱ	細胞の構成と機能Ⅱ		0.5			
		生体物質の代謝Ⅱ		1			
		人体解剖学入門		0.5			
		個体の発生		1			
		個体・細胞の分子生化学		1			
		骨学実習		0.5			
	医療・社会・行動科学Ⅰ	医療行動科学		2		3	演習を含む
	基礎医学Ⅲ	個体の構成		2年次		2	
		組織学				1	
		臓器の機能Ⅰ				4	
		人体解剖学実習				6	
	組織学実習	2					
	基礎医学Ⅳ	臓器の機能Ⅱ				1	
		生体と微生物				1	
		免疫と生体防御				1	
		生体と薬物				2	
生体と放射線・電磁波・超音波		0.5					
原因と病態		3					
生体機能学実習		2					
感染症・生体防御学実習	2						
病理学実習	1						
医療・社会・行動科学Ⅱ	環境と健康	1					
	医の倫理と原則	1					
	地域医療・コミュニケーションとチーム医療	1					
研究配属	研究配属	6					
臨床医学Ⅰ	循環器	3年次	3				
	呼吸器		2				
	消化器		3				
	加齢と老化		0.5				
	内分泌・栄養・代謝		2				
臨床医学Ⅱ	神経		3				
	運動器（筋骨格）		2				
	血液・造血器・リンパ		2				
	リハビリテーション		1				
	乳房		0.5				
	女性生殖器		1				
	免疫・アレルギー疾患・膠原病		1				
	腫瘍		0.5				
	妊娠と分娩		1				
	成長と発達		2				
	腎		1				
	尿路・男性生殖器		1				
耳鼻・咽喉・口腔	1						
放射線診断と治療	1						
医療・社会・行動科学Ⅲ	疫学と予防医学	1					
	生活習慣病と臨床研究	1					
	保健と福祉の制度	1					
	社会医学実習	1					
感染症・感染防御	1						
臨床医学Ⅲ	皮膚		1				
	眼・視覚		1				
	麻酔		0.5				
	薬物治療の基本原則		1				
	外科治療と周術期管理		0.5				
	救急疾患		0.5				
物理・化学的因子による疾患	0.5						



## 秋田大学医学部医学科における授業の欠席取扱い申し合わせ

(趣旨)

秋田大学医学部医学科の学生が親族の葬儀や学校保健安全法施行規則に規定する感染症，その他やむを得ない理由により授業を欠席する場合の取扱いについて，以下のとおり定めるものとする。

第1 本学は公欠の制度はなく，いかなる理由による欠席でも公に出席として取り扱うことはできないが，正当な理由による欠席として認められた場合は欠席数に加算しない。

第2 欠席の正当な理由として認められる事項

欠席の正当な理由として認められるのは次の事項とする。

①親族の死亡（会葬通知，礼状等の写しを添付）

（親族に応じ連続する次の日数）

- ・父母，配偶者，子：7日以内
- ・兄弟姉妹，祖父母：3日以内
- ・おじ又はおば：1日

②災害の被災，災害等による交通機関の遮断（遅延証明書，事故証明書などを添付）

③負傷又は疾病（医療機関の領収書，医師の診断書，理由書などを添付）

④学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患（医師の診断書を添付）

⑤裁判員としての職務に従事するなど法令に基づく場合（証明書類等を添付）

ただし，本人の責めに帰する場合は除く（行政機関から出頭起訴されて刑事裁判に出廷する場合等）

⑥国際大会，全国大会，東日本医学生体育大会，北日本医学生体育大会の出場（大会に選手登録されている場合のみが対象，実施要項，選手登録されていることを証明する書類等を添付）

⑦学会等の学術発表（開催日時，発表者等が明記された書類を添付）

⑧その他，医学部長が必要と認めた場合（適宜，証明書類等を添付）

第3 欠席届の作成・確認・提出

上記の正当な理由による欠席に対し，学生は該当する授業の担当教員に相談した後に，欠席届を作成し，原則として欠席となる日から2週間以内\*に学務課に提出する。なお，⑥の事項の場合は課外活動団体顧問教員等，⑦の事項では学術発表の指導教授等の署名・押印を受けた上で，学務課に提出すること。

※欠席が長期に亘る場合，欠席した日から統一試験までの期間が2週間未満の場合は上記の理由が解消され次第，可能な限り速やかに提出すること

学務課は欠席届の写しを学年担任（学務委員）及び学生が欠席した授業の担当教員へ送付するとともに，配慮をお願いする。欠席届の写しを受け取った授業の担当教員は，当該学生に対し補講・補習・レポート課題を課すこと等ができる。

# 秋田大学医学部医学科試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日)

改正

令和 2 年 10 月 15 日一部改正

令和 4 年 3 月 24 日一部改正 令和 5 年 5 月 18 日一部改正  
令和 6 年 3 月 21 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、秋田大学医学部規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、医学科における専門教育科目の試験の実施に関し必要な事項を定める。

(区分)

第 2 条 試験は、定期試験(OSCE, CBT を含む。), 追試験及び再試験とする。

2 専門教育科目を統合して行う定期試験は統一試験, 5 年次における定期試験は中間試験, 6 年次における定期試験は卒業試験とする。

3 中間試験の扱いは別に定める。

(担当者)

第 3 条 試験は、医学専攻・医学科学務委員会の責任のもとに行うこととする。

(方法)

第 4 条 試験は、筆答、口頭、レポート提出及び実地試問等により行う。

(科目及び日程)

第 5 条 試験の日程は、医学科会議で決定し、発表する。

(試験受験資格)

第 6 条 定期試験を受験するためには、原則として次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 当該科目において無断欠席が 3 分の 1 未満の者

(2) 各授業の評価が基準を満たし、かつ、所定の実習を終えた者

(無届欠席者)

第 7 条 正当な理由がなく試験を無届欠席した者は、当該科目について、それ以後の試験を受けることができない。

(追試験)

第 8 条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者又はできなかった者は、医師の診断書又は具体的な理由を添えて、速やかに欠席届を学部長へ提出しなければならない。

2 前項の届出により、その理由が正当と認められた者は、追試験を受けることができる。

(統一試験及び卒業試験の評点)

第 9 条 統一試験及び卒業試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 成績の評価を評語で表すときは、次のとおりとする。



○秋田大学医学部医学科授業等の評価に関する内規

(令和4年3月24日部局裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、医学科における授業の評価実施に関し必要な事項を定める。

(区分)

第2条 授業は、講義、自主学習、演習、実習等により実施されるものとする。

(担当者)

第3条 授業は、各授業科目の主任教員の責任のもとに行うこととする。

(評価方法)

第4条 授業の評価は、筆答、口頭、レポート提出、実地試問等により行うものとし、授業の評価が各授業において定める基準を満たさない場合には、秋田大学医学部医学科試験内規第2条第1項に定める試験を受けることができない。

(評価の基準)

第5条 臨床医学Ⅳの臨床実習Ⅰ及び臨床医学Ⅴの臨床実習Ⅱをクリニカル・クラークシップ1(以下「CC1」)、臨床医学Ⅵの臨床実習Ⅲ及び臨床医学Ⅶの臨床実習Ⅳをクリニカル・クラークシップ2(以下「CC2」とし、CC1及びCC2における実習の評価は、教員評価表に記載された1から6までの評価により、1が1つ以上又は2が2つ以上あった場合は、学務委員会で審議のうえ、原級留置とすることがある。

2 基礎医学・社会医学実習における評価は、教員評価表に記載された1から6までの評価により、2以下があった場合は、学務委員会で審議のうえ、原級留置とすることがある。なお、2以下の評価をつける場合には、予め当該学生へ警告を行うこととし、この警告に従わない場合に2以下の評価をつけることとする。

(アンプロの認定について)

第6条 臨床実習を含む各授業において、秋田大学医学部医学科の学生としてふさわしくない行動があると担当教員や本学部附属病院の各診療科及び学外の実習協力病院から申告があった場合には、学務委員長又は学年担任と面談を実施し、学務委員会で審議のうえ、警告することがある。同一の学生が2回警告を受けた場合は原級留置とする。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から実施する。

# 講義室設備状況

2024年3月現在

教室	収容定員 (試験時)	マイク設備	ビデオ設備等	スクリーン
基礎棟 第1講義室	178 (118)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1 テレビモニター 左右各1台
基礎棟 第2講義室	220 (137)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
医学系研究棟 総2講義室	120 (60)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
医学系研究棟 総5講義室	84 (48)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1 テレビモニター 右側1台
医学系研究棟 総6講義室	240 (150)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1 テレビモニター 右側1台
附属病院2階 多目的室	270 (180)	ワイヤレス 4 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・DVD プレイヤー	正面 1 テレビモニター 左右各1台